

アスベスト撲滅のための法規制一覧表

■アスベスト含有建材は、その飛散性の度合いによって、3段階に区分されています。

- レベル1**—**飛散性が著しく高い** 石綿吹付け材、石綿含有ロックウール吹付け材など。
- レベル2**—**飛散性が高い** ケイカル板2種(耐火被覆板)、断熱材(煙突・折版屋根)、保温材(設備配管)など。
- レベル3**—**飛散性が比較的低い** スレート板、ケイカル板1種、パルプセメント板、石綿含有ロックウール吸音天井板、ビニール床タイル(Pタイル)、窯業系サイディング、スレート波板など。

■レベル3の成形板でも、劣化が明らかな場合は、レベル2の扱いになります。

実施すべき主な事項	レベル1	レベル2	レベル3
事前調査の実施・結果の保管(30年保管)	○	○	○
「工事計画届け」(労働基準監督署長宛て)	○	—	—
「特定粉じん排出等作業届出書」(県知事宛て)	○	○	—
「建築物解体等作業届」(労働基準監督署長宛て)	○	○	—
石綿作業主任者の選任	○	○	○
作業員の健康診断の実施、記録の30年保管	○	○	○
保護具の使用	Eラインマスク/電動ファン付マスク/全面形マスク	全面形マスク/半面形マスク+保護カネ	半面形マスク+保護カネ
保護衣・作業衣の着用	保護衣(使い捨て)	保護衣	保護衣/作業衣
「解体等作業に関するお知らせ」の掲示	○	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性の掲示	○	○	○
洗顔・洗身・うがい設備、更衣設備、洗濯設備の設置	○	○	○
作業方法	隔離養生、前室の設置、フィルター付負圧除じん機/真空掃除機の設置		手作業
石綿含有建材の湿潤化	○	○	○
作業場の清掃(毎日)	○	○	○
廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物		産業廃棄物
廃棄物処理方法	二重梱包/コンクリート固化し溶解又は管理型/遮断型埋立て処分		埋立て処分場へ直送
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	○	○	—
作業環境測定及び記録の30年保管	○	○	○
作業の記録及び30年保管	○	○	○